

蕪崎市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

平成 25 年 3 月

<目 次>

第1章 基本的事項	
1. 計画目的	2
2. 計画期間	2
3. 対象範囲	3
4. 対象とする温室効果ガス	3
5. 対象とするエネルギー	3
第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	
1. 自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量の算定方法	4
①二酸化炭素排出量の算定方法	
②メタン及び一酸化二窒素の二酸化炭素排出量の算定方法	
2. 地球温暖化係数	5
3. 基準塩殿二酸化炭素排出量	5
4. 要因別の排出状況	5
5. 削減目標	7
第3章 具体的な取組項目	8
1. 省エネルギー対策	
2. リサイクルの推進	
3. 環境保全に関する意識向上	
第4章 推進・点検体制及び新緑状況の公表	
1. 推進体制	13
2. 点検体制	13
3. 計画の進捗状況の公表	15
4. 計画の見直し	15
参考資料	
1. 韮崎市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱	
2. 韮崎市グリーン購入調達方針（抜粋）	
3. 地球温暖化対策に関する法律（抜粋）	

第1章 基本的事項

1. 計画目的

平成15年に策定した「韮崎市地球温暖化対策実行計画」（以下、「第1次実行計画」という。）策定時には、「京都議定書」に基づき削減目標を掲げていましたが、近年はそれに続く枠組みの議論が始まり、国内においては、平成23年3月の東日本大震災後に節電をはじめとするエネルギー対策の重要度が改めて認識され、日常の業務及び生活においても地球温暖化をはじめとする環境問題に対する意識が大きく変化してきています。

こうした環境の変化に対応すべく、本計画は、第1次実行計画の取り組みを見直し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）第20条の3第1項に基づき、市に制定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、「実行計画」という。）として策定し、本市の上位計画である「韮崎市第6次長期総合計画」及び「韮崎市環境基本計画」で掲げられている地球温暖化対策における計画事項を具体化させる計画とします。

本市の事務事業を実施するにあたり、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2. 計画期間

基準年度は、平成23年度とし、計画期間を平成25年度から平成34年度までの10年間とし、平成29年度を中間見直し年度とする。

目標年度については、平成34年度とする。

【計画期間と目標年度】

	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
韮崎市長期総合計画	<第7次>										
地球温暖化対策実行計画	<第2次>										
	策定年度					中間見直し年度					目標年度

3. 対象範囲

実行計画は、本市が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外とするが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

【対象施設一覧】

菫崎市役所本庁舎	菫崎市役所別館
菫崎市保健福祉センター	菫崎市地域包括支援センター
菫崎市立病院	市営総合運動場
菫崎東保育園	たんぽぽ保育園
すずらん保育園	菫崎小学校
穂坂小学校	菫崎北東小学校
甘利小学校	菫崎北西小学校
菫崎東中学校	菫崎西中学校
菫崎児童センター	北東児童センター
北西児童センター	甘利児童センター
菫崎市民俗資料館	菫崎市民交流センター
東京エレクトロン菫崎文化ホール	

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項で定められた削減対象となる6種類のうち、市の事務及び事業から排出される次の3種類を対象とする。

対象としない3種類（ハイドロフルオロカーボン:HFC、パーフルオロカーボン:PFC及び六ふっ化硫黄:SF₆）については、排出量が微量なため本実行計画より対象としません。

【対象とする温室効果ガス】

温室効果ガス	主な人為的発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	電気及びガス、ガソリン等燃料の燃焼に伴うもの
メタン (CH ₄)	自動車の走行及び下水処理に伴うもの
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料等の燃焼に伴うもの

5. 対象とするエネルギー

対象とするエネルギーについては、電気、ガソリン、軽油、灯油、重油（A重油）、液体石油ガス（LPG）とします。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 温室効果ガス排出量の算定方法

①二酸化炭素排出量の算定方法

庁舎管理及び自動車の使用により排出される二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下、「施行令」という。）第三条第一項イにより、燃料種別ごとに燃料使用量のCO₂排出係数を乗じて算出する。

燃料種別	二酸化炭素排出係数
ガソリン	2.32 kg-CO ₂ /L
灯油	2.49 kg-CO ₂ /L
軽油	2.58 kg-CO ₂ /L
A重油	2.70 kg-CO ₂ /L
液化石油ガス（LPG）	3.00 kg-CO ₂ /L

※電力の二酸化炭素排出係数については、原子力や火力などの発電施設の稼働乗用に応じ、毎年度事業者ごとに公表される係数を使用するものとする。（参考：平成23年度係数 0.375 kg-CO₂/kwh）

②メタン及び一酸化二窒素の二酸化炭素排出量の算定方法

自動車の使用により排出されるメタン及び一酸化二窒素の二酸化炭素換算排出量は、施行令により、車種ごとに走行距離に排出係数を乗じ、さらに地球温暖化係数を乗じて算出する。

燃料の種類	車種区分	メタン (kg-CH ₄ /km)	一酸化二窒素 (kg-N ₂ O/km)
ガソリン	小型・普通乗用車	0.000010	0.000029
	軽乗用車	0.000010	0.000022
	普通貨物車	0.000035	0.000039
	小型貨物車	0.000015	0.000026
	軽貨物車	0.000011	0.000022
	特殊車両	0.000035	0.000035
軽油	小型・普通乗用車	0.000020	0.000007
	普通貨物車	0.000015	0.000014
	小型貨物車	0.0000076	0.000009
	特殊車両	0.000013	0.000025

メタン算出係数：法施行令第三条第二項ニ

一酸化二窒素算出係数：法施行令第三条第三項ホ

2. 地球温暖化係数

地球温暖化係数は、温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を二酸化炭素に対する比で示した係数であり、法施行令第4条に定められており、下記のとおりです。

【地球温暖化係数】

種類	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310

3. 基準年度の二酸化炭素排出量

本市における事務・事業における基準年度（平成23年度）の二酸化炭素排出量は、2,971,644 kg-CO₂である。

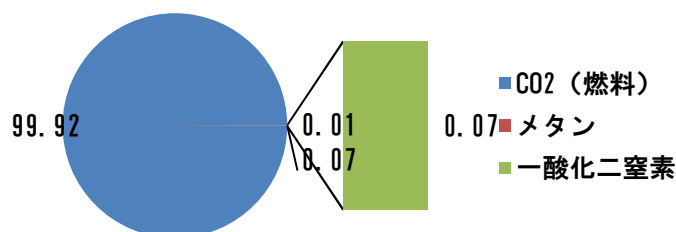
【平成23年度二酸化炭素排出量】

区分	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	2,969,296 kg-CO ₂
メタン (CH ₄)	67 kg-CO ₂
一酸化二窒素 (N ₂ O)	2,281 kg-CO ₂
計	2,971,644 kg-CO ₂

4. 要因別の排出状況

基準年度である平成23年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電力の使用が全体の68.89%を占め、次いでA重油の使用が21.15%と続いています。

要因別排出状況



【平成 23 年度要因別の排出量】

エネルギーの種類		使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	比率 (%)
燃料	揮発油	30,091 l	69,861	2.35%
	灯油	31,436 l	78,259	2.63%
	軽油	12,054 l	31,159	1.05%
	A重油	231,850 l	628,228	21.15%
	液化石油ガス (LPG)	38,205 kg	114,573	3.86%
電気		5,616,802 kwh	2,047,216	68.89%

自動車種類		走行距離	メタン	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	比率 (%)
ガソリン	乗用車	123,319 km	1.23319	25	0.00%
	軽乗用車	18,191 km	0.18191	3	0.00%
	普通貨物車	km			
	小型貨物車	61,607 km	0.924105	19	0.00%
	軽貨物車	61,780 km	0.67958	14	0.00%
	特殊車両	3,973 km	0.139055	2	0.00%
軽油	乗用車	km			
	普通貨物車	1,488 km	0.02232	0	0.00%
	小型貨物車	26,508 km	0.2014608	4	0.00%
	特殊車両	1,395 km	0.018135	0	0.00%
総計		298,261 km	3.3997558	67	0.00%

自動車種類		走行距離	一酸化二窒素	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	比率 (%)
ガソリン	乗用車	123,319 km	3.576251	1108	0.04%
	軽乗用車	18,191 km	0.400202	124	0.00%
	普通貨物車	km			
	小型貨物車	61,607 km	1.601782	496	0.02%
	軽貨物車	61,780 km	1.35916	421	0.01%
	特殊車両	3,973 km	0.139055	43	0.00%
軽油	乗用車	km			
	普通貨物車	1,488 km	0.020832	6	0.00%
	小型貨物車	26,508 km	0.238572	73	0.00%
	特殊車両	1,395 km	0.034875	10	0.00%
総計		298,261 km	7.370729	2281	0.07%

5. 削減目標

平成 23 年度を基準年として、計画の最終年度である平成 34 年度の二酸化炭素排出量を、2%以上削減することを目指します。

【二酸化炭素排出量削減目標】

区分	基準年度 CO ₂ 排出量 (平成 23 年度)	削減目標	目標年度 CO ₂ 排出量 (平成 34 年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	2, 969, 296	-2. 0%	2, 909, 910
メタン (CH ₄)	67	-2. 0%	65
一酸化二窒素 (N ₂ O)	2, 281	-2. 0%	2, 235

【燃料使用量及び自動車走行距離の削減目標】

項目		基準年度 (平成 23 年度)	目標年度 (平成 34 年度)	削減率
燃料	揮発油 (L)	30, 091	29, 489	-2. 0%
	灯油 (L)	31, 436	30, 807	-2. 0%
	軽油 (L)	12, 054	11, 812	-2. 0%
	A 重油 (L)	231, 850	227, 213	-2. 0%
	液化石油ガス (LPG) (kg)	38, 205	37, 440	-2. 0%
電気 (kwh)	5, 616, 802	5, 504, 465	-2. 0%	

項目		基準年度 (平成 23 年度)	目標年度 (平成 34 年度)	削減率
ガソリン	乗用車 (km)	123, 319	120, 852	-2. 0%
	軽乗用車 (km)	18, 191	17, 827	-2. 0%
	普通貨物車 (km)			
	小型貨物車 (km)	61, 607	60, 374	-2. 0%
	軽貨物車 (km)	61, 780	60, 544	-2. 0%
	特殊車両 (km)	3, 973	3, 893	-2. 0%
軽油	乗用車 (km)			
	普通貨物車 (km)	1, 488	1, 458	-2. 0%
	小型貨物車 (km)	26, 508	25, 977	-2. 0%
	特殊車両 (km)	1, 395	1, 367	-2. 0%
総計		298, 261	292, 292	-2. 0%

第3章 具体的な取組項目

市の活動による環境への負荷を低減するため、職員が事務・事業を行う際に行うべき具体的な取組項目は次のとおりである。

1. 省エネルギー対策

～市所有施設の管理と事務の執行における取組み～

- ①電気使用量の抑制
- ②水道使用量の抑制
- ③市所有施設及び設備の燃料使用量の抑制
- ④公用車の合理的な使用等
- ⑤再生可能エネルギーの導入促進
- ⑥その他庁舎等の維持管理

2. リサイクルの推進

～物品の使用等とリサイクルにおける取組み～

- ①物品の合理的な購入と使用
- ②廃棄物の減量・リサイクル
- ③建築物の建築などにおける配慮

3. 環境保全に関する意識向上

～職員の意識高揚～

- ①環境保全活動の奨励
- ②環境保全に関する情報提供

【具体的な取組み内容】

1. 省エネルギー対策

～市所有施設の管理と事務執行における取組み～

①電気使用量の抑制

1) 照明の適正な使用

- ・照明の点灯時間は、原則、就業時間中のみとし、休み時間は執務に支障ない限り消灯する。また、退庁時の消灯を徹底する。
- ・日中の廊下やトイレ、窓際等支障のない範囲で点灯せず使用する。
- ・定時退庁を推進し、残業等による点灯を控える。

2) 事務機器の適正な使用

- ・コピーやパソコンの効率的な使用に努め、昼休みなど長時間使用しないときは主電力を切り、待機電力の削減に努める。

3) エレベーターの適正利用

- ・エレベーターの作動回数を減らすため、可能な限り使用を控え、階段を利用する。

②水道使用量の抑制

1) 水の有効利用の推進

- ・日頃より節水に努め、食器洗い、湯沸かし器での節水に努める。
- ・手洗い、トイレ等は必要最低限の水で賄う。

③市所有施設及び設備の燃料使用量の抑制

1) 冷暖房の適正な使用

- ・冷房中の室温は 28℃、暖房中の室温は 20℃に設定する。
- ・個別にエアコン等が設置されている会議室等、温度設定可能な部屋では、適切な温度管理に努める。
- ・空調機の噴出し口周辺に物などを置かない。
- ・冷房中には、カーテンやブラインドカーテン等を利用して日射を防止し、冷房効率の向上を図る。
- ・クールビス、ウォームビスなど省エネルギー服装を心掛ける。

④公用車の合理的な使用等

1) 環境に配慮した自動車の適切な使用

- ・公用車の運行に当たっては、定期的な車両整備を行い適正管理に努め、駐停車時のアイドリングストップの励行や空ぶかし、急発進、急加速を控えるなど環境に負荷の少ない運転に努める。

2) 低燃費車・低公害車の積極的な導入

- ・公用車の新規導入、更新にあたっては、より環境への負荷の少ない車両の導入に努める。また、車両の選定に当たっては、まず低燃費車・低公害車を選択し、可能な限り既存車両に比べ排気量の小さいものの導入を検討する。

3) 自転車及び公共交通機関の積極的な利用

- ・本庁舎より事務手続き等で外出する際、近距離（2 km程度）の移動については、自転車を積極的に利用する。
- ・出張等による移動については、公共交通機関を積極的に使用する。

⑤再生可能エネルギーの導入促進

1) 再生可能エネルギー等への転換を推進

- ・庁舎等の建物の建築等に当たっては、地域の特性、庁舎等の規模、用途から技術的側面、管理的側面、経済的側面等を総合的に判断し、エネルギーの効率的利用が可能な省エネルギー構造・設備とするとともに、太陽光発電システム等再生可能エネルギー設備の導入を検討する。

⑥その他庁舎等の維持管理

1) 市所有施設などから排出される環境汚染物質の適正管理

- ・市所有施設の冷温水発生器のばい煙等の法令に基づく各種排出基準を遵守し、汚染物質処理施設等の定期的な点検など適正な維持管理に努める。

2) 市所有施設敷地内の緑の保全と美観の保持

- ・定期的に樹木や植え込みの手入れを行うとともに、施設敷地及び周辺的美観の保持に努める。
- ・緑のカーテン等による壁面緑化及び屋上緑化に努める。

3) LED照明の導入促進

- ・庁舎等の建物の建築等に当たっては、積極的にLED照明の導入を検討し、既設施設における照明設備の整備を行う際は、LED照明の導入を検討する。

2. リサイクルの推進

～物品の使用等とリサイクルにおける取組み～

①用紙類のより合理的な購入と使用

1) 用紙類の合理的な使用

- ・コピーをする際は、用紙サイズを確認し、ミスコピーの防止に努め、コピー未使用面の利用を図る。
 - ・パンフレット、チラシの印刷物の作成は、必要性、配付方法、紙面数等を十分に考慮のうえ、必要最小限の部数にする。
 - ・会議等の印刷物は、両面コピー、両面印刷の徹底に努め、A4用紙1枚をベストな形態とし、最小限に努める。資料簡略化運動を推進する。
- また、参考資料等については、最小限に努め、電子メールで対応する。ペーパーレス化を推進する。
- ・使用済み封筒を市関係機関相互の事務連絡用封筒へ再利用を図る。

2) 再生紙の購入、使用の拡大

- ・用紙類の購入にあたっては、エコマーク、グリーンマーク等各種の環境ラベリング事業対策製品等を選択する。

3) 物品の節約及び長期的な使用

- ・一層の節約と徹底した物品の在庫管理を実施し、紙製ファイル・バインダーなどの文書整理品については、再使用を徹底する。

4) 環境への負荷の少ない製品の購入・使用の推進

- ・製品等を購入する際には、その製品の必要性を検討し、必要な量を購入する。

③廃棄物の減量・リサイクル

1) 廃棄物の削減、分別収集によるリサイクルの推進

- ・生ごみ等水分の多いものは、しっかり水切りを行う。
- ・「庁内分別マニュアル」に基づき、リサイクル化を推進する。
- ・プラスチックを原料とするものについて、繰り返し使用を徹底する。(ファイル・バインダー・文房具等)
- ・リサイクルの仕組みが確立されている包装材を用いているものに使用の転換を図る。(ダンボール・飲料用紙パック・その他、紙製容器包装物等)
- ・事務用品・備品等の長期使用を心掛けるとともに、故障等の際は、修繕に努め、再使用を図る。
- ・詰め替え可能な洗剤・文具等使い捨てではない商品を使用する。
- ・マイはし運動やノーレジ袋運動、マイボトル運動を推進する。

2) 適正処理困難物の適正な処分

- ・タイヤ等適正処理困難物の処分にあたっては、環境政策担当の指示のもと適正処理に努める。

④建築物の建築などにおける配慮

1) 環境に配慮した建築材料、機器等の使用

- ・建築副産物の積極的な利用を推進する。
- ・型枠の反復使用を考慮する。
- ・施行時期や作業時間帯について可能な限り配慮する。

2) 周辺の自然環境等との調和を考慮した敷地内の緑化の推進

- ・敷地内の緑化をできる限り確保するため、既存の樹木、新たな植栽など効果的に組み合わせ、可能な限り良好な緑地を創出する。
- ・自然環境をはじめとする地域環境との調和に配慮し、地域社会に相応した環境の保全・創造に心掛ける。

3. 環境保全に関する意識向上

～職員の意識高揚～

①環境保全活動の奨励

- ・環境保全活動開催の情報提供を行い、職員は積極的に参加するよう努める。
- ・クールビス、ウォームビスの推奨を図る。

②環境保全に関する情報提供

- ・身近な環境問題から地球規模の環境問題まで、環境保全に関する情報を、積極的に提供し共有します。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「韮崎市地球温暖化対策実行計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 策定委員会

計画の策定、見直し及び計画の推進、点検については、策定委員会において行う。策定委員会は、委員長を副市長、副委員長を教育長で構成する。

(2) 推進担当者

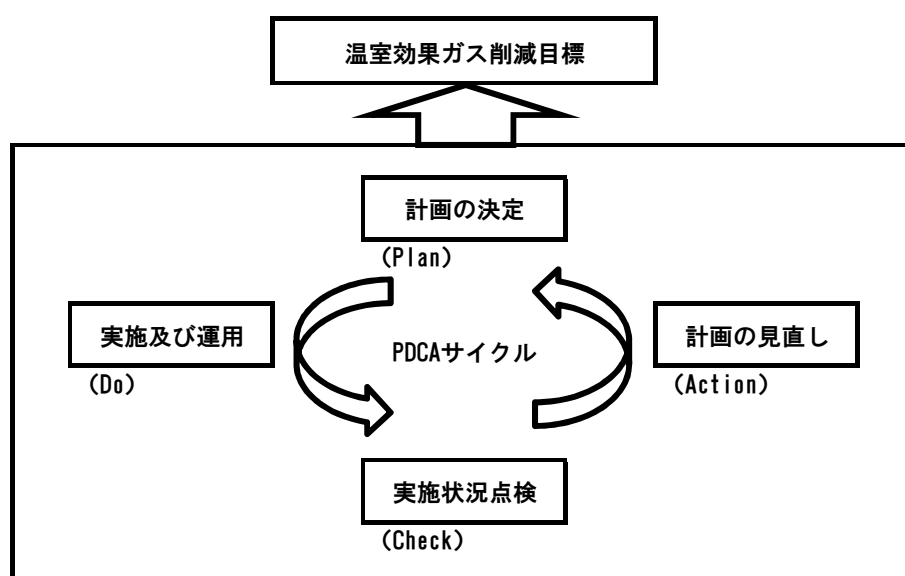
各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は各課庶務担当リーダーとし、計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、計画の総合的な推進を図る。

(3) 事務局

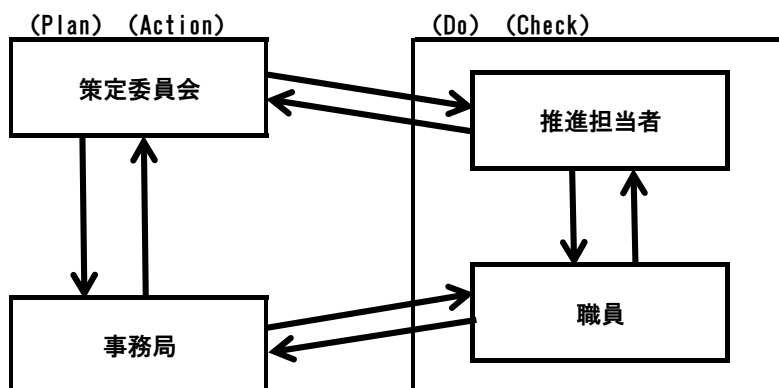
事務局を市民課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」を通じて、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行う。



【点検体制】



① プログラムの決定 (Plan)

策定委員会において、実行計画を策定する。また、年次重点施策について決定する。

② 実施及び運用 (Do)

策定委員会委員（各課長等）

- ・各課、出先機関等において計画の推進状況を定期的に点検し、指導する。

推進担当者（各課庶務担当リーダー）

- ・所属職員への計画の周知及び取り組みの実施の徹底を行う。
- ・各所属独自の取組の検討及び推進を行う。

事務局（市民課）

- ・職員に対し啓発を行い、情報の提供をするとともに、実行計画の進行管理に関する事務を行う。

③ 実施状況点検 (Check)

推進担当者

- ・実施段階において、実行計画にかかる前年度の実行計画推進状況、取り組みの実施状況を調査、集計し、事務局へ報告する。

事務局

- ・計画の推進状況及び取り組みの実施状況の取りまとめを行いその結果や、推進段階において発生する問題点等報告を受け、策定委員会に報告する。また、環境に関する新しい情報について、策定委員会に伝達する。

④ プログラムの見直し (Action)

策定委員会において、実行計画の実施状況の評価、検討し、事務局を通じて各所属に指示を行う。

社会情勢や環境問題の変化、新たな技術的知見等を踏まえ、実行計画の目標数値及び取組内容等の見直しを行い、実行計画の効率的推進を図るものとする。

3. 計画の進捗状況の公表

この計画の実施状況に関する報告は、毎年度とりまとめ、年1回、職員インフォメーションを通じて、全職員に対して周知することとする。また、計画の見直しを行った際にも、周知する。

4. 計画の見直し

計画の見直しについては、平成29年度を中間見直年度とし、実行計画の進捗状況をもとに課題を明らかにし、それに対する取り組みを強化するものとする。

また、社会情勢の変化や策定委員会や職員から寄せられた意見や提案についても必要に応じて実行計画の見直しを行うものとする。

韮崎市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱

平成 12 年 3 月 16 日
訓令乙第 12 号

(設置)

第 1 条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)の規定により韮崎市地球温暖化対策実行計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、韮崎市地球温暖化対策実行計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、計画の策定について必要な事項を調査研究し、計画案を策定するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 各課長
- (4) 議会事務局長
- (5) 韮崎市立病院事務局長

2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は教育長をもって充てる。

(委員長の職務等)

第 4 条 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、市民課が行う。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

韮崎市グリーン購入調達方針（抜粋）

（趣旨）

- 第 1 今日までの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、人々の暮らしを豊かにする反面、増大する廃棄物、水質汚濁や大気汚染などの都市型公害、さらに地球温暖化現象やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題を引き起こしてきています。このような問題を解決するためには、「使い捨て」型の社会や製品のあり方を根本的に見直し、持続可能な社会を構築していかなければなりません。
- そこで、本市における物品等の調達に当たり、従来考慮されてきた価格や品質などに加えて、環境保全の観点から、環境負荷の低減に資する製品、原材料等を優先的に選択するグリーン購入を推進する必要があるため、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）」第 10 条に基づき、基本的事項を定めるものとする。

（基本方針）

- 第 2 物品等の調達に当たっては、従来考慮された価格や品質などに加え、今後は、資源採取から廃棄までの全ての製品ライフスタイルにおける多様な環境負荷の低減が可能なかどうかを考慮していくことが必要となってくる。
- このことから、物品調達時には、下記の点に特に配慮するものとする。
- (1) 物品等の必要性について
 - ア 購入の必要性を十分検討し、必要なものを必要な量とすること。
 - (2) 物品等の選択について
 - ア 環境や人の健康に被害を与えるような物品の使用及び放出が削減されていること。
 - イ 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
 - ウ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
 - エ 長期間の使用ができること。
 - オ 再使用が可能であること。
 - カ リサイクルが可能であること。
 - キ 再生された素材や再使用された部品を利用していること。
 - ク 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。
 - (3) 物品等の使用について
 - ア 適切な管理を行い、使用すること。
 - イ 省資源・省エネルギーのもと有効利用に努めること。

（対象物品等）

- 第 3 対象物品等は、毎年度作成する「韮崎市グリーン購入対象物品表」に定めたものとする。なお、定めのないものについても、基本方針に基づき購入するものとする。

（調達物品等の調達目標）

- 第 4 購入対象物品等の調達目標は、毎年度作成し、別紙の「韮崎市グリーン購入対象物品表」に示した数値とする。なお、調達方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、出来る限り環境への負荷が少ない物品等の調達に努めるものとする。

（調達方針及び実績の公表）

- 第 5 本方針に基づき実施するグリーン購入の推進にかかる調達方針及びその実績を公表する。

附 則

この調達方法は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（平成十年十月九日）
（法律第百十七号）

（目的）

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気中の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

6 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

- 一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条7に規定する割当量
- 二 京都議定書第三条3に規定する純変化に相当する量の割当量
- 三 京都議定書第六条1に規定する排出削減単位
- 四 京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量
- 五 前各号に掲げるもののほか、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行する場合において同条1の算定される割当量として認められるものの数量

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(温室効果ガスの排出量等の算定等)

第七条 政府は、温室効果ガスの排出及び吸収に関し、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条 1(a)に規定する目録及び京都議定書第七条 1に規定する年次目録を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、環境省令で定めるところにより、これを公表するものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下「指定都市等」という。)は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項

三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第十号)第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。)の発生の抑制の促進その他の循環型社会(同条第一項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。